

## 伊勢原市土地利用等検討支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、土地利用等を検討する団体の活動費に対し、予算の範囲内において伊勢原市土地利用等検討支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、伊勢原市補助金等の交付規則（昭和55年伊勢原市規則第19号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象等)

第2条 補助の対象となる事務事業（以下「補助事業」という。）及び補助金の額は別表第1に定めるものとし、補助金の交付先は補助事業を行う団体であって市長が適当と認めるものとする。

2 補助の対象とする経費は、別表第2に掲げるものとする。

(交付の要望)

第3条 補助金の交付を要望しようとする者は、伊勢原市土地利用等検討支援事業補助金交付要望書（第1号様式）を、補助金の交付を受けようとする年度の前年度の10月末日までに市長に提出しなければならない。ただし、特別の事情があると市長が認めるときは、補助金の交付を受けようとする事務又は事業の開始前にこれを提出することができる。

(内定通知)

第4条 市長は、前条の規定による補助金の交付の要望があったときは、団体の活動内容等を審査し、必要に応じて実態調査を行うものとする。

2 市長は、前項の規定による審査の結果、補助金を交付すべきものと認めたときは、補助金の予算措置を行い、当該予算の議決後その旨を伊勢原市土地利用等検討支援事業補助金内定通知書（第2号様式）により通知するものとする。

(交付の申請)

第5条 前条第2項の規定により内定通知を受けたものは、規則第5条第1項の規定による伊勢原市土地利用等検討支援事業補助金交付申請書（第3号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長が毎年度別に定める日までに、市長に提出しなければならない。

(1) 経費の配分及び事業計画の概要

(2) 収支予算書

(交付の決定)

第6条 市長は、規則第6条第2項の規定により補助金を交付すべきものと決定したときは、伊勢原市土地利用等検討支援事業補助金交付決定通知書（第4号様式）により通知するものとする。

(変更の承認)

第7条 規則第7条第1項第1号及び第2号の規定に基づく市長の承認を受けようとする場合には、伊勢原市土地利用等検討支援事業変更（中止・廃止）申請書（第5号様式）に変更の内容及び理由又は中止若しくは廃止の理由を記載した資料を添付して市長に提出しなければならない。

2 市長は、伊勢原市土地利用等検討支援事業変更（中止・廃止）申請書が提出され、審査等の結果、変更又は中止若しくは廃止すべきものと決定したときは、伊勢原市土地利

用等検討支援事業補助金変更交付決定通知書（第6号様式）により通知するものとする。  
（軽微な変更）

第8条 規則第7条第1項第1号の軽微な変更は、補助金額の変更を伴わない経費の配分の変更とする。

（申請の取下げのできる期間）

第9条 規則第9条第1項の規定により申請の取下げのできる期間は、交付決定の通知を受けた日から10日を経過した日までとする。

（補助金の交付）

第10条 補助金は、補助事業等が完了した後において交付するものとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、補助事業等の完了前に補助金の全部又は一部を交付することができる。

2 前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、伊勢原市土地利用等検討支援事業補助金交付請求書（第7号様式）に伊勢原市土地利用等検討支援事業補助金交付決定通知書又は伊勢原市土地利用等検討支援事業補助金変更交付決定通知書の写しを添えて市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第11条 規則第14条の規定による実績報告は、伊勢原市土地利用等検討支援事業補助金実績報告書（第8号様式）に次に掲げる書類を添えて、当該補助事業等の完了の日から30日を経過した日又は当該年度の翌年度の4月20日のいずれか早い日までに行わなければならない。

(1) 事務事業の成果

(2) 収支精算書

（補助金額の確定）

第12条 市長は、伊勢原市土地利用等検討支援事業補助金実績報告書が提出され、規則第15条の規定に基づいて補助金の確定を行った結果、第6条の交付決定の額（第7条第2項の変更交付決定を行った場合は、その額）と確定額が相違する場合は、伊勢原市土地利用等検討支援事業補助金確定通知書（第9号様式）により通知するものとする。

（財産処分の制限）

第13条 規則第20条ただし書の規定により市長が定める期間及び同条第3号の規定により市長が定める財産の種類は、次のとおりとする。

(1) 事務用備品 5年

附 則

（施行期日）

1 この告示は、公表の日から施行し、平成13年4月1日から適用する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際現に提出されている伊勢原市補助金等の交付規則の一部を改正する規則（平成12年伊勢原市規則第32号）による改正前の規則（以下「旧規則」という。）に定める様式による交付申請書等は、この告示に規定する交付申請書等とみなす。

3 この告示の施行の際現に存する旧規則に定める様式による交付申請書等の用紙は、当分の間、必要な修正をした上で使用することができる。

(伊勢原市まちづくり推進事業補助金交付要綱の廃止)

- 4 伊勢原市まちづくり推進事業補助金交付要綱（平成4年伊勢原市告示第53号）は、廃止する。

附 則

この告示は、公表の日から施行し、平成14年4月1日から適用する。

附 則（令和3年5月6日告示第112号）

この告示は、公表の日から施行する。

別表第1（第2条関係）

事務事業	補助金の交付対象となる事務事業の内容	補助金の額
広域公園周辺地域土地利用等検討事業	広域公園周辺の土地利用構想、地域基本計画などの土地利用等に関する検討を目的とする活動で、市長が公益上必要と認めるもの。	150千円 以内
広域幹線道路関連地域土地利用等検討事業	広域幹線道路関連地域の土地利用構想、地域基本計画などの土地利用等に関する検討を目的とする活動で、市長が公益上必要と認めるもの。	150千円 以内
駅周辺地域土地利用等検討事業	駅周辺の土地利用構想、地域基本計画などの土地利用等に関する検討を目的とする活動で、市長が公益上必要と認めるもの。	150千円 以内
地区計画検討事業	地域の合意形成を図りながら、都市マスタープランに基づいた計画的な市街地形成を推進し、将来にわたり良好な都市環境を確保するための地区計画決定を目的とする活動で、市長が公益上必要と認めるもの。	150千円 以内

別表第2（第2条関係）

補助対象経費	左 の 内 容
会議開催経費	会議賄い、資料・消耗品代、印刷費、通信費、会場使用料、関係機関等への出張旅費等
広報活動経費	情報紙の発行、基本構想案の広報経費等
基本構想等作成経費	検討結果報告書作成経費、不在地権者等への情報提供の郵便料等
上記以外の事業推進経費	先進事例調査経費、講演会・学習会開催経費、事務用消耗品・備品等

第1号様式（第3条関係）

年度伊勢原市土地利用等検討支援事業補助金交付要望書

年 月 日

伊勢原市長 殿

住所又は  
所在地

要望者名称及び  
代表者氏名

年度において、伊勢原市土地利用等検討支援事業補助金の交付を要望します。

- 1 事務事業の名称 \_\_\_\_\_
- 2 交付要望額 \_\_\_\_\_ 千円
- 3 事務事業の目的及び内容

（注）資金計画書及び事業計画案を添付してください。

第2号様式（第4条関係）

年度伊勢原市土地利用等検討支援事業補助金内定通知書

第 号  
年 月 日

殿

伊勢原市長 印

年 月 日付けで要望のありました伊勢原市土地利用等検討支援事業補助金の交付については、次のとおり交付する予定ですので、年 月 日までに伊勢原市土地利用等検討支援事業補助金交付申請書を提出されるよう通知します。

1 補助事業の名称 \_\_\_\_\_

2 補助金交付予定額 \_\_\_\_\_ 千円

（事務担当は、 \_\_\_\_\_ ）

第3号様式（第5条関係）

年度伊勢原市土地利用等検討支援事業補助金交付申請書

年 月 日

伊勢原市長 殿

住所又は  
所在地

要望者名称及び  
代表者氏名

年度伊勢原市土地利用等検討支援事業補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

- 1 補助事業の名称 \_\_\_\_\_
- 2 補助金交付申請額 \_\_\_\_\_ 千円
- 3 補助事業の目的及び内容
- 4 経費の配分及び事業計画の概要
- 5 補助事業の着手及び完了の予定日  
年 月 日～ 年 月 日
- 6 収支予算書
- 7 添付資料

年度伊勢原市土地利用等検討支援事業補助金交付決定通知書

住所又は  
所在地

要望者名称及び  
代表者氏名

年 月 日付で申請のありました伊勢原市土地利用等検討支援事業補助金については、伊勢原市補助金等の交付規則第6条の規定により次のとおり決定しましたので、同規則第8条の規定により通知します。

年 月 日

伊勢原市長 印

1 この補助金交付の対象となる事業は、年 月 日付で申請のありました伊勢原市土地利用等検討支援事業とし、その内容は当該申請書に記載のとおりとします。

2 補助金交付決定額 \_\_\_\_\_ 千円

3 交 付 条 件

4 支出方法

（事務担当は、 \_\_\_\_\_ ）

第5号様式（第7条関係）

年度伊勢原市土地利用等検討支援事業変更（中止・廃止）申請書

年 月 日

伊勢原市長 殿

住所又は  
所在地

要望者名称及び  
代表者氏名

年 月 日付けで交付決定を受けた伊勢原市土地利用等検討支援事業を次のとおり変更（中止・廃止）したいので、関係書類を添えて申請します。

1 補助事業の名称

2 変更（中止・廃止）の内容  
（変更前）

（変更後）

3 変更（中止・廃止）の理由

年度伊勢原市土地利用等検討支援事業補助金変更交付決定通知書

住所又は  
所在地

要望者名称及び  
代表者氏名

年 月 日付けで申請のありました、伊勢原市土地利用等検討支援事業補助金変更承認申請については、伊勢原市補助金等の交付規則第6条の規定により、申請のとおりこれを承認し、年 月 日付け 第 号による交付決定通知書の内容を次のように変更したので、同規則第8条の規定により通知します。

年 月 日

伊勢原市長 印

1 変更の対象となった事業の内容は、変更承認申請書記載のとおりとし、その他については、年 月 日付け 第 号による補助金交付決定通知書のとおりとします。

2 補助交付決定額

既交付決定額 \_\_\_\_\_ 千円

今回決定額 \_\_\_\_\_ 千円

合 計 \_\_\_\_\_ 千円

(事務担当は、 )

第7号様式（第10条関係）

年度伊勢原市土地利用等検討支援事業補助金交付請求書

年 月 日

伊勢原市長 殿

住所又は  
所在地

要望者名称及び  
代表者氏名

交付決定のありました伊勢原市土地利用等検討支援事業補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて請求します。

- 1 補助事業の名称 \_\_\_\_\_
- 2 交付決定通知額 \_\_\_\_\_ 千円
- 3 既交付額 \_\_\_\_\_ 千円
- 4 今回交付請求額 \_\_\_\_\_ 千円
- 5 未交付額 \_\_\_\_\_ 千円

6 添付書類

- 伊勢原市土地利用等検討支援事業補助金交付決定通知書の写し  
伊勢原市土地利用等検討支援事業補助金変更交付決定通知書の写し  
(注) 上記のいずれかにレ印をつけてください。

第8号様式（第11条関係）

年度伊勢原市土地利用等検討支援事業補助金実績報告書

年 月 日

伊勢原市長 殿

住所又は  
所在地

要望者名称及び  
代表者氏名

年 月 日付けで交付決定を受けた伊勢原市土地利用等検討支援事業補助金に係る実績を次のとおり報告します。

1 補助事業の名称

2 事業の成果

3 収支精算書

4 添付資料

年度伊勢原市土地利用等検討支援事業補助金確定通知書

住所又は  
所在地

要望者名称及び  
代表者氏名

年 月 日付けで実績報告書の提出がありました、伊勢原市土地利用等検討支援事業補助金の額については、伊勢原市補助金等の交付規則第15条の規定により次のとおり確定しましたので、伊勢原市土地利用等検討支援事業補助金交付要綱第15条の規定により通知します。

年 月 日

伊勢原市長 

- 1 補助事業の名称 \_\_\_\_\_
- 2 補助金交付（変更交付）決定額 \_\_\_\_\_ 千円
- 3 補助金確定額 \_\_\_\_\_ 千円

（事務担当は、 \_\_\_\_\_ ）

(第5条関係)

経費の配分及び事業計画の概要

1 事務事業名		
2 事業主体名		
3 経費の配分		
事業に要する経費		円
負担区分	市補助金	円
	その他	円
4 事業計画の概要		



(第11条関係)

事務事業の成果

1 事務事業名		
2 事業主体名		
3 経費の配分		
事業に要した経費		円
負担区分	市補助金	円
	その他	円
4 事業の成果		

(第11条関係)

収 支 精 算 書

1 補助金精算書

(単位：円)

精算事業費	交付決定額	精算補助金額	不用額	備 考

2 収入の部

(単位：円)

区 分	収入精算額	収入予算額	差引増減	備 考

2 支出の部

(単位：円)

区 分	支出精算額	支出予算額	差引増減	備 考